

松山家庭裁判所委員会議事概要（第31回）

1 日時

平成31年2月4日（月）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室

3 出席者

（1）委員

内田晋太郎，大西康司，佐々木英生，清水 進，砂田桂子，高桑リエ，寺垣孝彦，牧賢二，松原英世，吉田慎吾（五十音順，敬称略）

（2）事務担当者

奥野首席家庭裁判所調査官，小西首席書記官，都築事務局長，水野訟廷管理官，飯尾総務課長

4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

（1）松山家庭裁判所長挨拶

（2）新任委員の紹介

（3）委員長互選

（4）テーマ「要配慮者に対する対応について」

要配慮者に対する対応について，裁判所の事務担当者から，「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の概要，松山家庭裁判所における設備や意思疎通のためのツールの整備状況，職員への研修等の実施状況，裁判手続における合理的配慮の具体例等を説明した。

■ 只今の説明内容について，御質問等がございますか。

○ 日常，接しておられる来庁者の中で，要配慮者の割合はどの位なのか，データがあれば教えていただきたいと思います。

● データまでは取っておりませんが，日常，特に調停事件において，要配慮

者の情報は担当書記官だけでなく、書記官室全体、また総務課等とも情報共有しており、私の感覚になりますが、相当数いらっしゃるという印象です。例えば、車椅子が必要という情報、要望をいただいて事務局と情報共有したケースは、私が当庁で勤務した2年間でも10回以上はあったように記憶しております。また、申立書の中に聴覚障害があるとか、パニック障害を抱えているとか、そのような情報がありましたら、医務室技官（非常勤医師）が勤務している日に調停期日を指定するといったこともやっております。そのような方も相当に多いという印象です。この1か月間に期日が指定された事件の中にも、そのような症状を抱えた方が複数いらっしゃいましたので、それぞれに応じた対応をしています。

- それ以外ではどのような方がおられましたか。
- つい最近手術をしたので付添人として親族を連れて来たいという方がおられました。その方は実際に、体内にチューブを入れた状態で調停にいらっしゃったということで、休憩用の別室を用意しました。また、配偶者から暴力を受けて、それが原因で、うつ病の症状を抱えておられるという方の事件も少なからずありました。
- 聴覚に障害のある方についてはどうですか。
- 紹介させていただいた事例（当事者が手配した手話通訳者を関与させるなどした例）がそうですし、他にも老人性の難聴を伴う方に対して、窓口に来られた際に、先程お示しした簡易タイプの補聴器具を使って対応した事例もありました。
- いわゆる当事者要件というのかどうか分かりませんが、例えば、先程事例にありました化学物質過敏症の方がいらっしゃって、自宅から出ることで体が困難な場合、そのような方が調停の当事者になり得るのか。それが第一点の疑問です。それに関連して、もし当事者になり得るとしたら、症状等にもよると思いますが、その方が最も快適というか、適している環境が自宅であ

れば、家庭裁判所の手続を自宅等に訪問して行うことはあり得るのか。その点を教えていただければと思います。

- 調停手続につきましては、これは審判手続も含まれると思いますけれども、先程申しましたように、テレビ会議や電話会議による手続が用意されております。これはそもそも遠隔地に住む当事者の便宜のために規定されているものと思いますが、そのような法律上の手続をどこまで使えるかということ調停委員会が検討して、出来る限り手続に参加してもらえように対応しているものと考えております。
- 当事者によっては自宅から出られない方もいらっしゃいます。調停の場合、全く裁判所に来ないで手続を進めて終わることが出来るかどうかは難しい問題があるかと思いますが、例えば、家庭裁判所調査官がお宅に訪問させていただいて、お宅で事情を聴いて、それを調停委員会に報告するといったことをする場合もあります。成年後見等の手続で、本人からお話しをお聴きする必要がある場合、本人がいらっしゃる施設等に赴いてお話しをお聴きすることは日常的に行っています。
- 裁判所の手続の関係で、裁判所に出てくるよりも、自宅等で、或いは病院等も含めて、そういった方が手続に参加するという事は考えられるかどうかという点はいかがですか。
- 本来であれば裁判所に出頭していただいて、調停期日で合意成立、調停成立という形になるのですが、そうではなくて、話し合いがある程度進んでいて、最終的に合意を成立させるときに出頭いただかなくても、調停に代わる審判というものが認められており、調停成立とほぼ同様の効力が生じますので、そのような対応をすることはあろうかと思いますが。
- 家庭裁判所の場合は、関与される方は申立人と相手方、それ以外にも関係人とか色々な方がおられて、それぞれの立場で代理人を選任することができますので、代理人を通じてということもできるのですが、ただ、家庭裁判所

の手續の中には、どうしても御本人に来ていただかなくてはならない手續もありまして、やはり裁判所に来ていただくというのが基本的には必要という場合があります。しかし、多くの手續の中では、必ずしも裁判所に来られなくても進められないわけではない状況にあると御理解いただければと思います。

- 先程、職員への啓蒙ということで、具体的なテーマを設けて研修をされているというお話を伺って、感心した次第です。合理的配慮の具体例として、災害等が発生した場合に、庁内放送で緊急情報を聴くことが困難な聴覚障害者に対し、手書きボードを用いるなどの例もありましたが、例えば防災訓練等の際に、そういった人への対応も併せて実施されているのか、伺いたいと思います。
- 残念ながら今のところは、避難訓練の際に来庁者も実際に加わってもらうということまではやっておられません。来庁者がいると仮定して、その方にも避難を呼びかけるような内容のものは実施していますが、その中で来庁者に、例えば耳が聞こえない方、目の見えない方がいらっしゃるという想定をして訓練をするというところまでには残念ながら至っておりません。貴重な御意見をいただきましたので、今後、そういった点も含めまして検討していきたいと思います。
- 事例説明の中で、まず申立てがあつて、事前のやり取りがあつての対応ということで、配慮を要する方が事前に分かっているということが前提のようにお聞きしたのですが、それ以外にも、相談に来られる方とか、不特定多数の方、つまり配慮を要するかどうか分からない状態で急に来られるとか、そういう場合があるのかどうか、実情をお伺いしたいと思います。
- 実際に家事書記官室の窓口に初めていらっしゃいまして、御本人から申告がある場合もありますし、対応する中で、例えばこの方はひょっとして目が良く見えてないのではないかとか、少しこちらの説明に対して反応が判然と

しないというところで、何らかの障害に気付くといった場合もあります。窓口で手続案内を行いまして、その方が希望する具体的な手続が分かりましたら、その場で申立書用紙や説明書をお渡しし、説明して持ち帰っていただくのですが、そういったケースがありましたら、受付担当者間で、近日中にそういった方が申立てにいらっしゃる可能性があることを情報共有します。また、申立後には、事件の担当書記官にも情報を引き継ぐという形で対応しています。

■ それでは、各委員が所属されている組織等において、どのように対応されているか、お話しいただきたいと思います。

○ 裁判所においては対応要領を策定されているということでしたけれども、検察庁でも同様のものを設けています。ただ、職員に対して、接遇という観点での研修というのは、余りやっていないと理解しています。どちらかと言えば、要配慮者の方からどのように情報を取るか、十分にお話を伺うか、プロセスに問題がないかという点に重点があり、例えば障害の特性に応じて、どのような聞き方をすれば理解がしやすいか、十分な情報が得られるか、かつ、事後的検証をして問題がないかといった観点で捉えています。そのための研修、例えば、このような障害の方はこのような聞き方をした方が良かったといった研修をすることがメインかと思っています。情報を得るプロセスを事後的に検証するという意味では、知的障害の方等については、お話を伺う場面を録音録画することで事後的に検証できるような形になっているところです。裁判所からの説明にもありましたように、中立性の点は我々の組織でも問題になる場所ですので、不当な利益誘導にならない範囲で、かつ、一方では必要なサポートは当然にしなければいけないので、事例ごとに判断していくことになるかと考えています。

○ 私の所属する会社では、日常のビジネスの上では要配慮者の方に接する機会が少ないので、組織立った研修等は実施していません。当社主催のイベン

トの場合等では、要配慮者の方に来ていただくことも多いので、事前に確認が取れる場合は、個人情報に支障のない範囲で、状況、介助者の有無等を確認した上、安全な動線の確保といった経験則的な部分は担当者が学んで対応しています。そのような対応で、これまで大きな不都合が起きたことはありません。放送局としての立場で言うと、例えば聴覚障害のある方に対し、有事の際にどういった情報を提供できるかというのが大きな課題です。キー局では全ての番組に字幕放送が義務付けられています。生放送でも少し遅れてですが、字幕放送を届けることができます。我々のような地方局では態勢的にそこまで出来ませんが、例えば先般の西日本豪雨のような緊急時に、聴覚障害がある方に緊急情報をお届けすることができるのかが大きな課題です。未だ実験段階ではありますが、自動音声読取機能を使って字幕を出すといった研究もしています。また、テレビの電波の隙間を使って、有事の際には強制的に割り込んでいくといったシステムも検討しております。そういった意味で、与えられた環境の中でどういったことができるのか、研究しているところです。

- 障害者差別解消法が施行された当時に、私はちょうど県から市役所に派遣されておりました。市役所では一般市民の方が多数お越しになります。その中には障害をお持ちの方をはじめ、様々な要配慮者が日々来られます。そういった中で、全ての職員に対し、法の趣旨の意識付けをしなければいけないということで、新規採用職員の研修や、新任課長の研修といった各階層別の研修の際に、障害者福祉の担当部署の職員が手引書を配布して、配慮を要する事項とか、様々な事例を説明していたのを覚えています。そういったことで役所の中では一応の意識付けはされているのでしょうけれども、日々そういった方に接する職員は一部に限られます。実際の経験がないと、どうしても意識は薄らいでいきますので、以前は特に問題もなくて漫然とやってきたことが、現在では時代に合わなくなっているかも知れない、配慮を欠く結果と

なっているかも知れないといった視点で、対外的に発出する文書等について、気を付けるようにしています。

- 少し視点を変えますと、今は完全に労働力不足で、労働人口が減少しているという大きな経営環境の変化があり、昨今、外国人労働者も多いのですが、性別、国籍、年齢に関係なくその人の能力を引き出して生産性を上げていくということを、組織を上げて検討しています。その中で、障害を持つ方についても、短時間勤務であるとか、テレワークであるとか、そういった能力を活かせるようなプラスの配慮ができないかということを考えています。
- 私が関わる学校の相談室では、配慮を必要とする児童・生徒が多く訪れます。発達障害のある児童・生徒やその保護者が相談に訪れることがあります。そのような児童・生徒に対しては、障害の特性に応じ、落ち着いた環境の中で、安心して話ができるように、例えばゆっくり話すとか、視覚を通して訴えかけるとか、主語や述語をはっきりさせるとか、辛い気持ちを表現できるように信頼関係を作って共感的に聴くとかなど配慮をして、相談者が少しでも気持ちが楽になるように心掛けています。また、本人や保護者の了解を得て、学級担任や特別支援コーディネーター、養護教諭等とも連携を図りながら、支援をしているところです。
- 愛媛弁護士会の対応につきましては、まずハード面として弁護士会館のバリアフリーの状況について紹介します。当会では新会館を建設しまして、平成27年6月から業務を開始しています。鉄筋4階建の建物で、全館バリアフリーで段差はなく、出入口は自動ドアで、エレベーターも車椅子で十分利用可能になっています。また、1階にオストメイト対応のトイレが設置されています。ただ、残念ながら弁護士会専用の駐車場がありません。ソフト面としましては、法の施行に伴って、日弁連からの要請もあり、愛媛弁護士会でも裁判所と同様に対応指針、対応要領を平成29年6月に制定し、実施しています。これらの対応指針や対応要領は、会員であれば弁護士会のホーム

ページを通じて見る事が可能です。内容としましては、裁判所と同様ですけれども、不当な差別取扱の禁止、合理的配慮の提供、管理者の責務、相談態勢の整備、研修や啓発についての定めがあり、また、別紙として、障害者の対象の範囲等（定義）、不当な差別的取扱の基本的な考え方、正当な理由の判断の視点、不当な差別的取扱の具体例や合理的配慮の基本的な考え方、これらに関しても具体例が挙げられています。それから当会の中には、障害者の権利の関係では、高齢者、障害者総合支援センター運営委員会があり、そこが担当しています。従前、弁護士会で法律相談を行う場合は、来館相談のみでしたが、高齢者、障害者に関しては、平成27年の8月から「ひまわり安心電話相談」という名称で電話相談を実施しています。各担当弁護士が事務所に待機していて、直接事務所に電話が繋がるような形になっています。場合によっては、出張相談も行っています。平成30年の電話相談利用件数は、全体で300件ありました。その内訳としましては、高齢者が242件、障害者が30件、支援者の方からが19件、不明が9件とのことでした。その他、同委員会では、平成30年10月から、松山市社会福祉協議会と合同で、聴覚障害者の方を対象に2か月に1回、手話通訳者が同席の上で法律相談会を行っています。通常法律相談は30分枠ですが、長めに時間を取って1時間枠で行っており、毎回三、四枠が埋まっている状況と聞いています。その他、刑事弁護の関係では、近年、障害を抱える被疑者、被告人への対応が問題となっているところです。刑事弁護委員会では、平成30年12月に講師を招き、障害者の刑事弁護について研修を行ったと聞いています。それ以外には、愛媛TS（トラブルシューターの略）が、平成29年の夏頃から、社会福祉士や医師と一緒に2か月に1回、勉強会を開催しています。内容としては、実際の事例を基に、法廷で行った社会福祉士への尋問を再現したり、また、提出した更生支援計画を紹介するなどして、それぞれの立場から意見交換を行うといった活動をしていると聞いています。私個人で言いますと、

所属している法律事務所では、法律相談の電話予約の際に、スタッフが詳細に聴取しており、その中で何らかの障害をお持ちの場合には、例えば車椅子の利用者であれば広いスペースを用意するなどの配慮をしています。発達障害、精神障害に関しても、丁寧な事前の聞き取りの結果得られた情報がスタッフから弁護士に上がって来ますので、相談の際には、相手の立場に立って丁寧に思いやりを持って対応するようにしています。ただ、弁護士会全体としては、研修というものは余り実施できていない状況ですので、本日伺ったような裁判所での研修についてもフィードバックして、今後の対応に活かしたいと思います。

- 私の職場である大学の取組について御紹介します。当大学においても、障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則が設けられており、これに基づいて対応しています。研修や啓発について、例えば、新たに職員となった者に対して、障害を理由とする差別の解消について基本的な事項を理解させるための研修を行っています。大学ですので、合理的配慮の対象は専ら学生ということになります。同規則には、合理的配慮に該当し得る配慮の具体例が書かれています。建物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置ということで、様々な事項があります。バリアフリー化で物理的環境への配慮とか、車椅子利用者のためのキャスター上げ等の補助とか、教室に近い所に駐車場を確保するとか、ルール、慣行の柔軟な変更の具体例ということで、例えば入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害の特性に応じて試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の使用、点字や拡大文字の使用を認めたりすることとか、成績評価において本来の教育目標と照らし合わせて公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討することとか、障害のある学生等が参加している実験、実習等において特別なティーチングスタッフを配置することとか、授業中、感覚過敏

等のある学生等にサングラス、イヤーマフ、キャンセリングヘッドホンの着用を認めることなどがあげられています。専ら学生への対応を担当する部署として、教育学生支援部学生生活支援課バリアフリー推進室というのがあります。ホームページも作成しており、非常に見やすくなっていて、どのようなニーズはどこに申し込んだらいいかなどがすぐに分かるようにしています。バリアフリー推進室は支援学生、有償ボランティアとともに障害学生の就学支援を行っています。障害のある学生が受講する授業の担当教員への配慮依頼を行うとか、対応方法に対する講座を設けるなど、支援者に対する調整や対応等も行っています。例えば、毎年、新任の教職員対象の研修会において、障害学生への対応方法について説明を行っています。また、各学部からの依頼に応じて、教職員向けのFD・SDを開催し、障害学生への合理的配慮に対する理解を深めてもらう機会を設けています。障害学生の受講が決まった講義には、各学生の特性や必要な合理的配慮について詳しく記載した合理的配慮依頼文の配布を学期ごとに行っています。例えば、後ろに人がいると緊張するので、一番後ろの席に座らせて下さいとか、パワーポイント等の映像資料を使用する場合は字幕を入れて下さいとか、そういったものです。聴覚障害のある学生の場合は、コミュニケーション方法や聞こえの具合が異なるので、マイクの使用やFMマイク利用の協力依頼、連絡を取る場合の注意事項とか、細かく記載して各教員に確認してもらっているということです。支援学生、有償ボランティアへのニーズとして最も多いのが、聴覚障害のある学生からの要請で、文字通訳、ノートテイク、パソコンテイク、手話通訳、映像への字幕入れなどです。原則、支援を希望する講義に全て支援者を派遣しておりまして、年間平均3000時間程の支援を提供しています。当然、有償ボランティアの学生は事前に研修を受けて、それなりのレベルに仕上げから職に就いてもらうという形にしています。

- 裁判所の取組について聴かせていただきまして、概ね学校と同じだなとい

う感想を受けました。本日のテーマや取組につきましても、学校が一番進んでいなければいけないのではと思います。その理由として、学校において子供たちがおよそ8時間生活して、学習しているというところで、教材、テスト、建物、給食に至るまで全て配慮が必要です。特に給食などは子供たちの命に直接関わりますので、かなり慎重に毎朝の打合せを行っています。学校というシステムを見ますと、障害が見逃されにくい態勢をとっているというか、幼稚園、保育園と小学校の連携、小学校と中学校の連携、中学校と高校の連携ということで繋がっていますので、子供たちのそれぞれの障害の状況がきめ細かく把握されるようになってきていると感じます。現在、学校現場では、臨床心理士のスクールカウンセラー、養護教諭、教育委員会が設置している就学指導委員会、或いは福祉部門、医療部門の役割分担と相互の連携がかなり進んでいます。校内組織としても管理職の役割とか、コーディネーターとか相談体制の確立等が進んでいますので、障害への対応はかなりできていると思っています。では万全かと言うとそうではなくて、現在、学校が抱えている問題は、グレーゾーンの子供たちとその保護者への対応ということです。結局、ずっと見逃されていた子供たちであったり、或いは発育が進むにつれて現れてきた子供たちについては、かなり状況が厳しくなってきていますので、その点についてもやはり研修等が必要です。

- それぞれの組織等における取組も踏まえまして、裁判所に対する提言、或いは御意見等をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。
- 最近言われているように、シェアリングという大きな時代の流れがあり、技術の進歩に伴ってどんどん専門化が進んできています。裁判所の説明の中にも、発達障害の特性に応じた適切な配慮には困難さが残るとありましたが、それは色々なパターンがあるからだと思います。色々な障害の特性に応じた対応を、裁判所の中だけでやるのではなく、これだけIT機器等が発達している中で、しかも専門分化が細かくなっている中で、専門的知見をIT機器

等も利用しながら使わせてもらうといったことが適切に対処していくための鍵になるのではないか。そのために関係機関と連携があればいいのかなと思いました。

- 先程、大学のホームページについて御紹介いただきましたが、実際に裁判所に来るに当たっても、どのようなものが整備されていて、どこに行けばどのような情報が得られるのかが分かっていると、障害者の方もアクセスしやすくなると思いましたが、そのような配慮がされているところがありますか。
- 弁護士会でもホームページはあります。高齢者、障害者相談ということで来館相談と出張相談の御案内がされています。ただ先程紹介した電話相談に関しては、ホームページに記載が無くて、その割には年間300件というのは意外によく周知されているなと思います。
- ちなみに裁判所ではホームページとか庁内入口の掲示とかで、障害のある方が、自分は障害があつてこのような機器があつたらありがたいとか、そんなことが分かるような表示等はあるのですか。
- 機器類については、受付カウンターの近くに備え置いており、必要があればすぐに対応できるようになっていますが、それ以上に、現時点でそういった特段の表示などはしていません。本日いただいた提言等を踏まえ、今後検討していきたいと思えます。
- 専門家との連携という点で、裁判所では医師や看護師がいるという説明でしたが、もう少し詳細に説明してください。
- 調停事件の申立てがあれば、事案によっては医務室技官（非常勤医師）に事件記録を一読していただきまして、配慮すべき点等を精神科医師の立場から助言してもらっています。これを「記録診断」と呼んでいます。そういった取組をしています。
- 大学の場合、先程はバリアフリー推進室の話をしましたが、もう一つの特徴として、専門員が置かれています。その専門員は御自身も障害をお持ちの

方で、支援者でもあり、当事者でもあるということで、支援される側の細かいところまで気が付くというか、そういう面でメリットが有るという話も聞いています。

- 情報提供のあり方や、専門的な分野の方との連携、IT機器の利用、障害のある方自身が入って来られる組織、職場にすることによって、全体の意識も高まるということもその通りだと思いました。裁判所としても本日のお話を伺って、可能なところから一つずつ改善に取り組んでいきたいと思いますので、今後も引き続き御指導をお願いします。

(5) 次回期日について

平成31年7月2日（火）午後1時30分

(6) 次回テーマについて

「裁判所職員の採用広報について」